

第13期第1回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）次第

日時：平成29年12月21日（木）

11：30から

場所：特9会議室（県庁北棟10階）

1 審議事項

福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供について（資料1）

2 報告事項

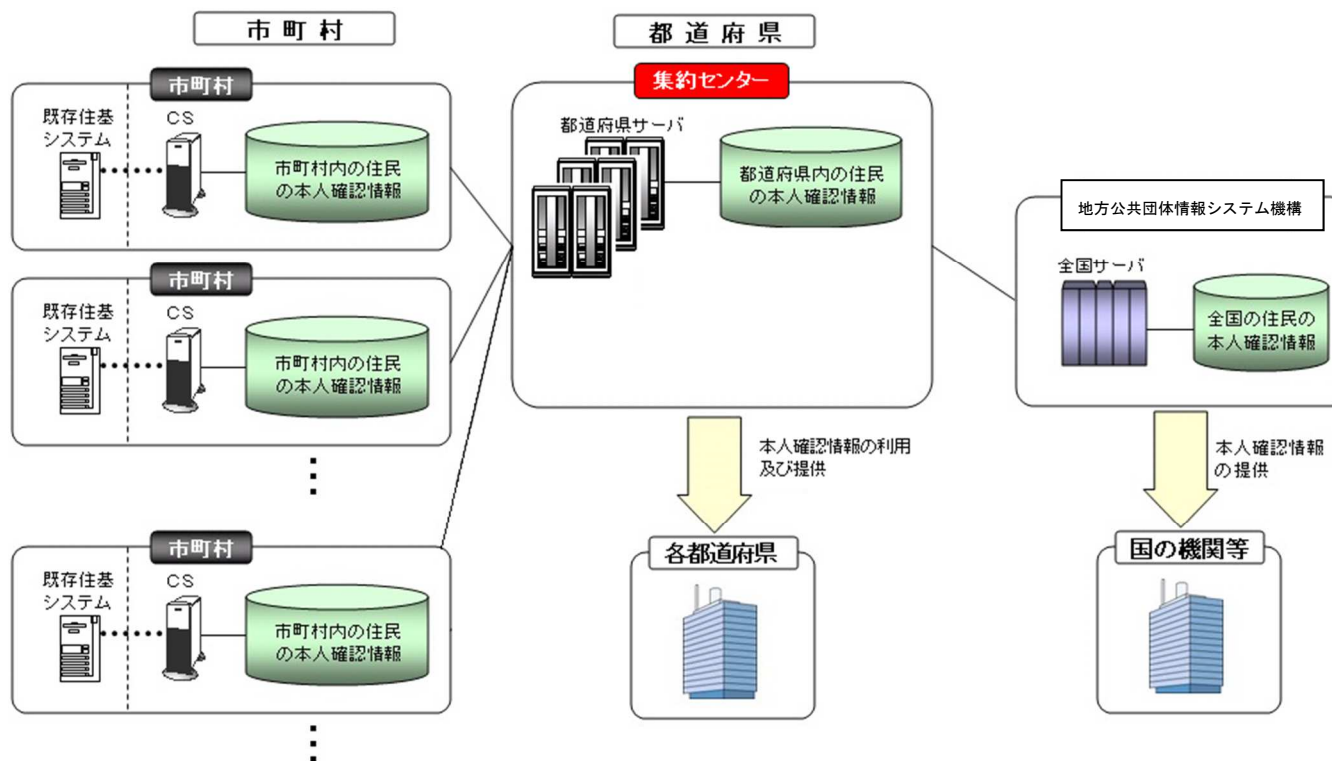
住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況について（資料2）

○ その他の配付資料

- ・ 諮問書（写）
- ・ 福岡県住民基本台帳法施行条例（参考資料）
- ・ 道路交通法（参考資料）

福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供について

# 1 住基ネットの概要



## ※ 本人確認情報

住民票の記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、個人番号及びこれらの変更履歴のことをいいます。(マイナンバー制度に伴い個人番号が追加されました)

## 2 都道府県における本人確認情報の利用又は提供について

○都道府県知事は、次のいずれかに該当する場合には、本人確認情報を利用することができます。

（住民基本台帳法第30条の15第1項）

- （1）法別表第5に掲げる事務を遂行するとき
- （2）条例で定める事務を遂行するとき
- （3）本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき
- （4）統計資料の作成を行うとき

○また、都道府県知事は、次のいずれかに該当する場合には、当該都道府県の執行機関に本人確認情報を提供します。

（住民基本台帳法第30条の15第2項）

- （1）法別表第6に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき
- （2）条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき

### 3 新たに本人確認情報を提供する事務を定める理由について

- 福岡県公安委員会（事務担当課：警察本部交通指導課）が実施する、道路交通法の規定による放置車両に係る放置違反金納付命令等事務の処理のため、住基ネットの本人確認情報を提供するためには、条例で本人確認情報を提供する事務として定める必要があります。
- 当該事務の処理については、現在、車検証の情報を基に、車両使用者へ放置違反金納付命令等を郵送して行っていますが、転居等のために手元に戻ってくるケースも多く、その場合は、市町村に文書で対象者の異動先等を照会し、回答文書を基に再度納付命令等を郵送しています。
- 今回、当該事務を本人確認情報を提供する事務として定め、対象者へ送付した納付命令書等が返戻された場合に、住基ネットの本人確認情報により対象者の現住所を確認し、納付命令書等を再送する事務に利用するものです。
- これにより、事務担当課の照会文書の作成及び郵送事務が不要となるほか、市町村においては、回答文書の作成事務が軽減されることとなります。また、対象者に放置違反金制度と納付義務を早期に知らせることで、放置違反金の収納率の向上に繋がります。

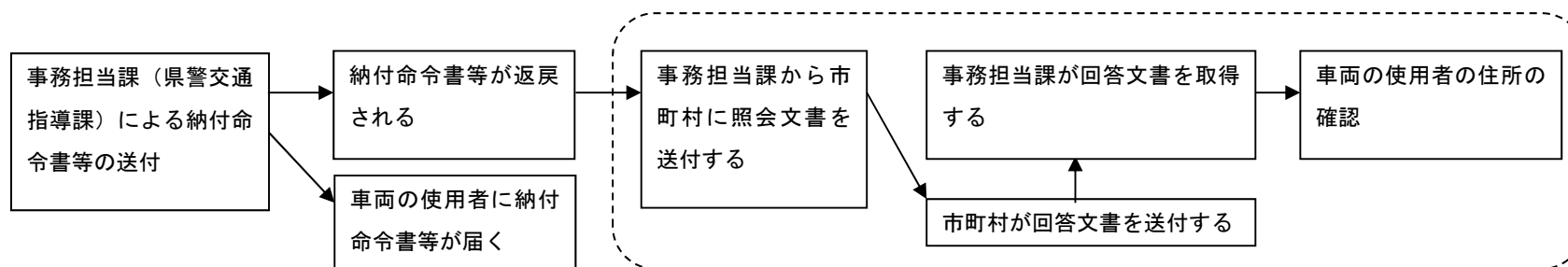
○今回、公安委員会が行う道路交通法の規定による放置違反金の徴収事務において、住基ネットの本人確認情報を提供することができるよう条例の整備を行う必要があることから、諮問を行うものです。

○全国では、既に21道府県で同様の規定を条例で定めています。

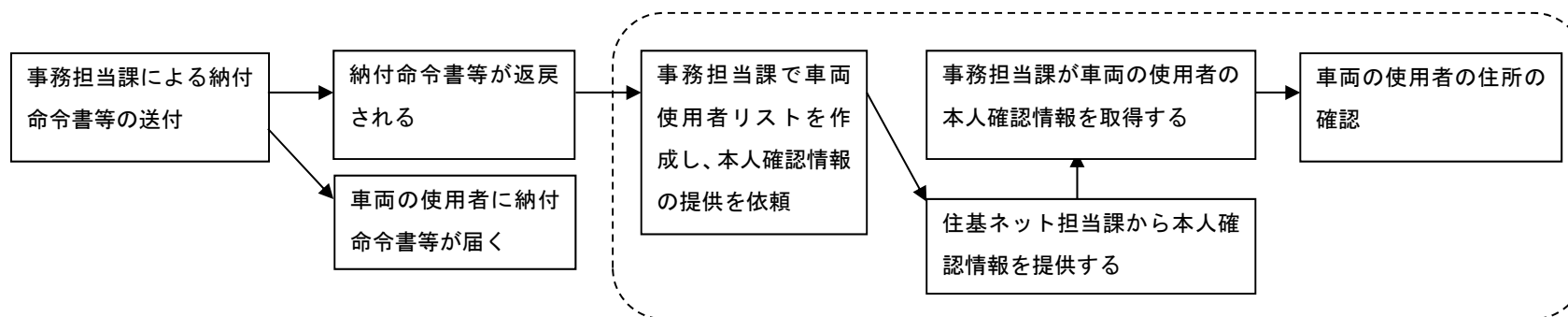
## 4 新たに本人確認情報を提供する事務について

○福岡県公安委員会が実施する、道路交通法の規定による放置違反金の納付命令、弁明の機会の付与、督促又は放置違反金等の徴収に関する事務（事務担当課：警察本部交通指導課 放置違反件数：72,293件（H28実績））

現在の事務の流れ（住基ネットを利用しない場合）



住基ネットを利用する場合の事務の流れ



○住基ネット利用見込み件数：年間 7,500 件程度

## 参照条文

### ○住民基本台帳法

(都道府県における本人確認情報等の利用)

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- 四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき。
- 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき。

(都道府県の審議会の設置)

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下「都道府県の審議会」という。)を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

#### ○福岡県住民基本台帳法施行条例

(審議会)

第七条 法第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会は、福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号)第五十一条に規定する福岡県個人情報保護審議会とする。

#### ○福岡県個人情報保護条例

(個人情報の利用及び提供の制限)

第五条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を取り扱う事務の目的を超えて当該個人情報に当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて当該個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、第二号から第六号までのいずれかに該当する場合において、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。



- 一 法令に基づいて利用し、又は提供するとき。
  - 二 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - 三 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に提供する場合において、法令の定める事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があるとき。
  - 四 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。
  - 五 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
  - 六 前各号に掲げる場合のほか、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。
  - 4 実施機関は、法令に基づく場合、又は公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、通信回線による電子計算機その他の機器の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

(設置)

第五十一条 県に福岡県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 第三条第三項ただし書及び第四項第七号並びに第五条第二項第六号の規定により意見を求められたものについて意見を述べること。
- 二 第四十一条第一項(第四十一条の二において準用する場合を含む。)の規定による諮問に応じて答申すること。

三 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

四 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十第二項に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。

3 審議会の委員(以下「委員」という。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (組織)

第五十二条 審議会は、十人以内の委員をもって組織する。

2 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (委員)

第五十三条 委員は、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

#### (会議)

第五十四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (部会)

第五十五条 審議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会に属する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(審議会の調査権限)

第五十六条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、第五十一条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、実施機関その他の関係者に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

福岡県における本人確認情報の利用又は提供の状況(平成29年3月末現在)

資料2

利用・提供の根拠	業務名	所属	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計	割合 (平成28年度)	割合 (計)
1	法	消防設備士免状の交付等に関する事務	2	4	3	5	7	7	10	7	2	0	0	8	0	3	58	0.00%	0.00%
2	法・条例	年金である給付の支給に関する事務(総務事務厚生課)	594	344	300	258	225	159	280	238	188	228	37	156	114	81	3,202	0.00%	0.02%
3	法	年金である給付の支給に関する事務(保護・援護課)	30	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0.00%	0.00%
4	法・条例	年金である給付の支給に関する事務(教育庁総務部総務課)	660	653	290	183	199	188	449	344	1,130	1,439	1,438	1,142	1,104	1,052	10,271	0.02%	0.07%
5	法	旅券の発給等に関する事務	110,272	161,476	153,402	172,357	161,681	169,598	173,138	170,706	179,838	163,440	124,821	138,951	141,403	174,464	2,195,547	4.07%	15.53%
6	法	技能検定合格証の交付等に関する事務	210	308	136	111	103	71	143	114	104	83	94	115	5,746	291	7,629	0.01%	0.05%
7	法	旅行業の登録に関する事務、通訳案内士の登録に関する事務	2	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0.00%	0.00%
8	法	宅地建物取引業の登録に関する事務、浄化槽工事業の登録に関する事務、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の登録等に関する事務、建築士法による免許・登録・交付・届出・申請に関する事務	0	17	2	11	23	16	4	27	108	14	8	2	0	0	232	0.00%	0.00%
9	法	大規模小売店舗立地法の届出に関する事務		17	2	7	3	1	0	1	0	0	7	0	0	0	38	0.00%	0.00%
10	法	家畜商の登録、家畜商の免許に関する事務		7	3	3	0	16	21	10	0	1	2	45	0	7	115	0.00%	0.00%
11	法	公営住宅の家賃の決定等に関する事務		0	0	0	0	29	25	15	18	14	7	83	0	0	191	0.00%	0.00%
12	法	不動産鑑定士の登録等に関する事務			18	9	2	41	1	39	38	33	19	57	61	61	379	0.00%	0.00%
13	法	第一種フロン類回収業者の登録等に関する事務			3	62	125	6	18	8	33	125	39	143	135	124	821	0.00%	0.01%
14	法	特定非営利法人の認証に関する事務				196	365	282	331	319	234	118	65	33	10	6	1,959	0.00%	0.01%
15	法	被爆者医療特別手当等の支給に関する事務					8,627	0	0	23,678	20,033	40	12,227	11,705	11,330	16,162	103,802	0.38%	0.73%
16	法	保安林の指定等に関する事務							3	8	0	0	0	0	0	0	11	0.00%	0.00%
17	法 ※旧条例事務	県税に関する事務							131,808	154,788	211,366	177,116	132,558	176,501	6,711,666	4,064,725	11,760,528	94.80%	83.20%
18	条例	福岡県心身障害者扶養共済制度条例の届出等に関する事務							2,106	2,764	1,743	0	667	872	1,718	1,549	11,419	0.04%	0.08%
19	条例	福岡県青少年健全育成条例の届出等に関する事務							1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.00%	0.00%
20	条例	行政書士試験合格証明書の交付に関する事務							13	5	11	9	21	15	8	9	91	0.00%	0.00%
21	条例	不服申立てに関する事務 審査請求に関する事務							24	16	14	17	42	5,954	4,197	4,398	14,662	0.10%	0.10%
22	条例	住民監査請求に関する事務							8	89	3	11	5	22	0	200	338	0.00%	0.00%
23	法	生活保護に関する事務													10	24,719	24,729	0.58%	0.17%
24	法	身体障害者手帳の交付に関する事務														117,510	117,510	2.74%	0.83%
25	法	児童扶養手当の支給に関する事務														22,256	22,256	0.52%	0.16%
26	法	特別児童扶養手当の支給に関する事務														52,566	52,566	1.23%	0.37%
27	条例	療育手帳の交付に関する事務														23,723	23,723	0.55%	0.17%
28	条例	行政措置として実施する外国人の保護に関する事務														388	388	0.01%	0.00%
29	法	母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務														3,960	3,960	0.09%	0.03%
30	法	難病法による特定医療費の支給に関する事務														40,046	40,046	0.93%	0.28%
31	法	精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務														22,872	22,872	0.53%	0.16%
32	法	障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務														51,815	51,815	1.21%	0.37%
		計	111,770	162,842	154,160	173,202	171,362	170,422	308,383	353,176	414,863	342,688	272,057	335,804	6,877,502	4,287,851	14,136,082	100.00%	100.00%